



プラス保育枠 の料金設定 が変わります

幼児教育・保育
の無償化に伴い、
令和元年(2019年)
10月から

こしがや「プラス保育」幼稚園は、「8時以前～18時以降開園」など、条件を満たす運営をしている幼稚園です。保育施設の入所条件を満たす方を「プラス保育枠」とし、定額で預かり保育を行っております。

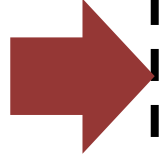
令和元年(2019年)10月からはじまる「幼児教育・保育の無償化」に伴い、事業の趣旨を踏まえた料金設定に変更しますので、お知らせします。

～9月まで～

～無償化後 (令和元年(2019年)10月以降)～

預かり保育料
基本型の園
月額6,000円

預かり保育料
機能強化型の園
月額6,500円



預かり保育料
類型問わず
月額
450円×利用日数
(上限11,300円)

預かり保育料の給付額と、預かり保育料が同じであるため、原則として自己負担なく利用できます

施設等利用給付
(預かり保育給付)
月額
450円×利用日数
(上限11,300円)

同額

預かり保育料と給付の精算は市と幼稚園で直接行いますので、8時～18時の預かり保育については、原則、お金のやり取りがありません(現物給付)。

令和元年(2019年)10月から

新たに無償化給付として「施設等利用給付」が創設され、就労等保育所等の利用基準に該当する場合、預かり保育給付として利用実績に応じた給付を受けられます

注意事項

- プラス保育枠の方は必ず「施設等利用給付認定(新2号)」を受ける必要があります。
※プラス保育枠利用に必要なもの：①幼稚園等の入園許可+②施設等利用給付認定(新2号)+③プラス保育枠利用承諾
- 満3歳児の方はプラス保育枠の対象外です。
- プラス保育枠以外の方は、園が定めた利用料から預かり保育給付を差し引いた額のみお支払いください。
- 8時～18時を超える預かりについては、別途延長保育料がかかります。
- 料金設定以外に保護者に影響のある変更はありません。